

目黒会メキシコ支部規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会メキシコ支部（以下「支部」という）という。

(目的)

第2条 支部は目黒会の支部機関であって目黒会の事業を推進することを目的とする。

第2章 役員及び会員

(役員)

第3条 支部には下記の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 支部長 | 1 名 |
| (2) 副支部長 | 5 名以内 |
| (3) 支局長 | 5 名以内 |
| (4) 事務局長 | 1 名 |
| (5) 幹事長 | 3 名以内 |
| (6) 幹事 | 若干名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |

(役員を選任)

第4条 支部長、副支部長、支局長及び幹事長は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により選任する。
事務局長は支部長がこれを委嘱する。副支部長が支局長または事務局長を兼務することは妨げない。

(役員職務)

第5条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を総理する。
- (2) 副支部長・支局長は支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事長は支部長を補佐する。
- (4) 幹事は支部の予算、決算、規程の改廃手続き及び支部長、副支部長並びに会員の諮問する事項を審議する。
- (5) 事務局長は支部の会計事務及び庶務事項をつかさどる。

(顧問)

第6条 支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の推挙したものを支部長が委嘱する。
- 3 顧問は支部の目的の達成に寄与し、支部長の諮問に応ずる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充する。
- 3 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員の範囲)

第8条 支部の会員はメキシコに在住し、又はメキシコに勤務地を置く機関に勤務する目黒会会員、又はメキシコ国籍を有する目黒会会員とする。

(個人情報保護)

第9条 役員及び会員の個人情報の取扱いは目黒会個人情報保護規程に従う。

第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は支部の最高機関であって下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告及び収支決算
- (2) 重大な運営計画
- (3) 規程の変更
- (4) 解散

- 2 総会は毎年1回支部長が招集する。但し、必要なときは臨時にこれを招集することができる。

(役員会)

第11条 役員会は支部長、副支部長、支局長、事務局長、幹事長、幹事及び顧問をもって組織する。

- 2 役員会は支部の運営にあたる。
- 3 役員会は必要に応じ支部長が招集する。

(役員会の議決)

第12条 役員会の議決は出席役員の多数決による。会議に出席できない役員は、インターネット通信システム、E-mail および/または、電話などの通信手段などによる意思表示及び議決への参加が出来る。

第4章 会 計

(経常費)

第13条 支部の経費は会員よりの会費及び寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第5章 附 則

第15条 支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は役員会の議決を経て支部長が別に定める。

第16条 支部設立の際における役員は立候補者から選出するものとする。

第17条 この規程は2020年2月7日の第一回メキシコ支部総会において、採択後に実施される。